

# 第9次大阪地域公害防止計画の概要

## ○計画の趣旨

大阪地域においては、内閣総理大臣の指示に基づき、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、昭和52年度、昭和57年度、昭和62年度、平成4年度、平成9年度、平成14年度及び平成19年度の計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきました。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきましたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、第9次大阪地域公害防止計画を策定しました。

## ○地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町です。

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町

## ○計画の目標

環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努めます。

## ○計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間です。

## ○課 題

本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりです。

- 1 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図ります。  
また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図ります。
- 2 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図ります。

## ○大阪湾の水質汚濁対策

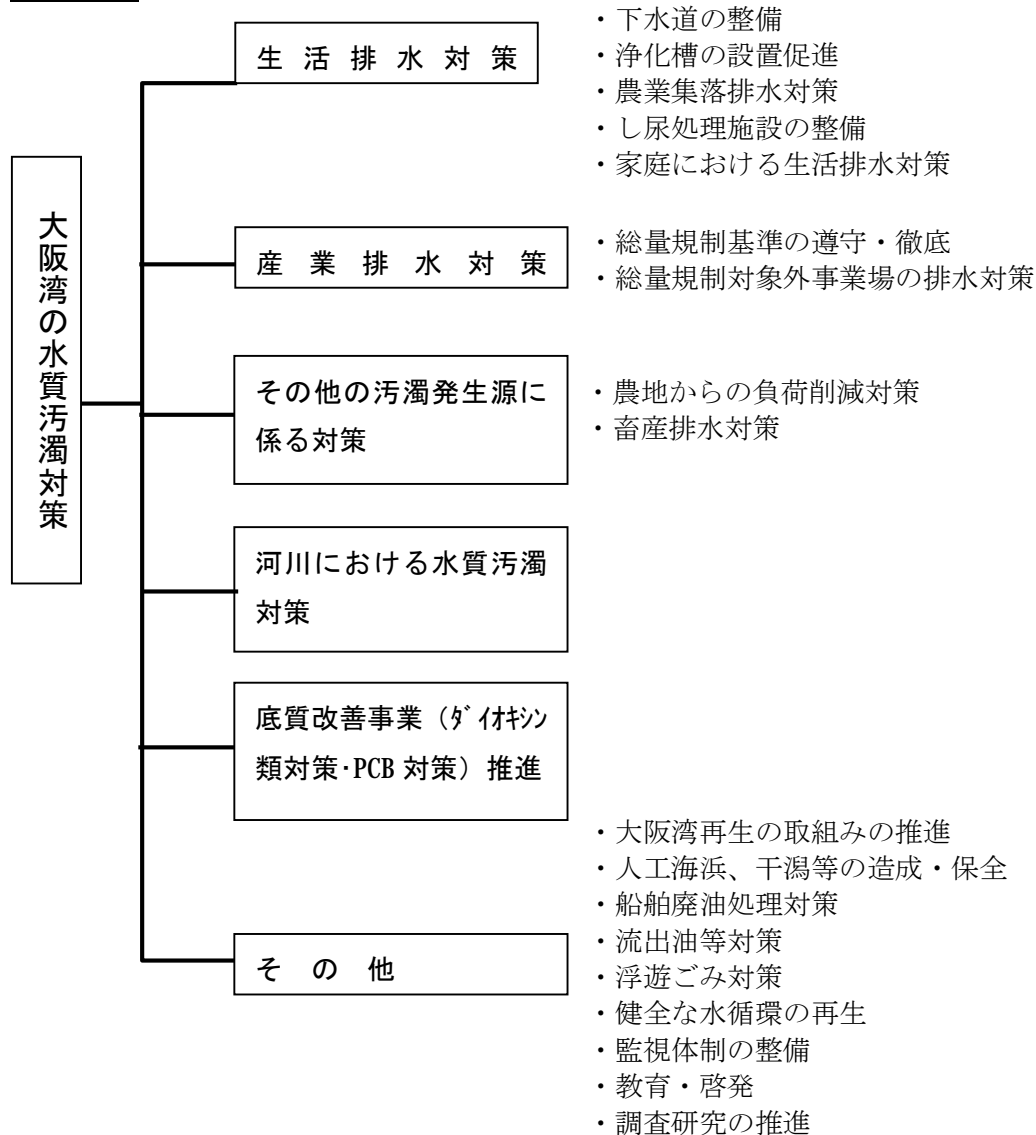
### ■達成目標

大阪湾（大阪府環境基準点）について、COD環境基準の達成率向上に努めるとともに、窒素、りんについての環境基準の達成維持を図ります。

生活排水対策として、下水道の整備や浄化槽等を適切に選択し、生活排水処理施設の効率的で計画的な整備を促進します。また、産業排水対策として、事業場に対して排水基準やCOD、窒素及びびりんの総量規制基準の遵守の指導を徹底します。

その他、自然が有する水質浄化機能の積極的な活用などの健全な水循環の再生や底質汚泥の除去などを行います。

### ○ 施策体系



## ○河川の水質汚濁対策

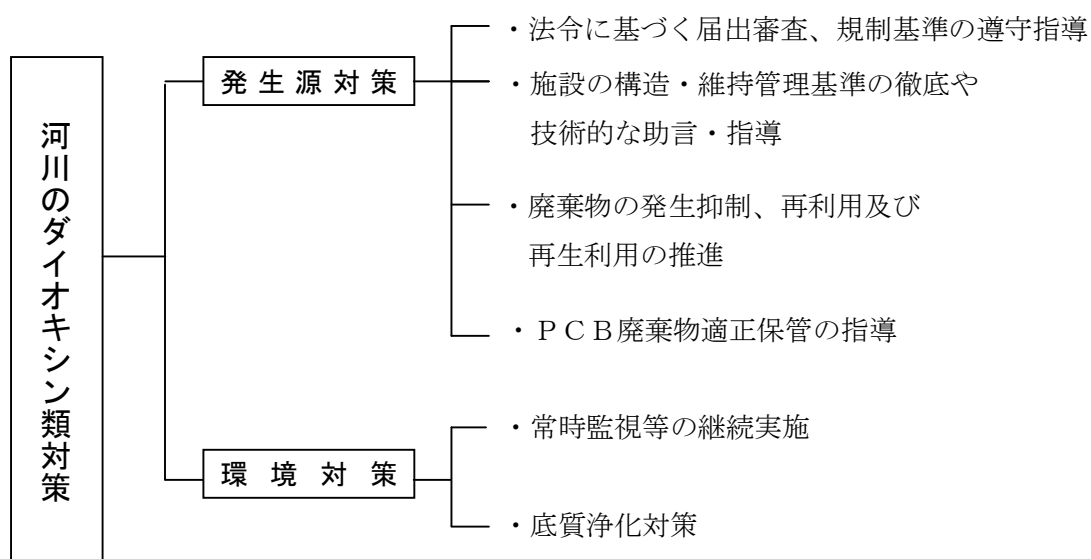
### ■達成目標

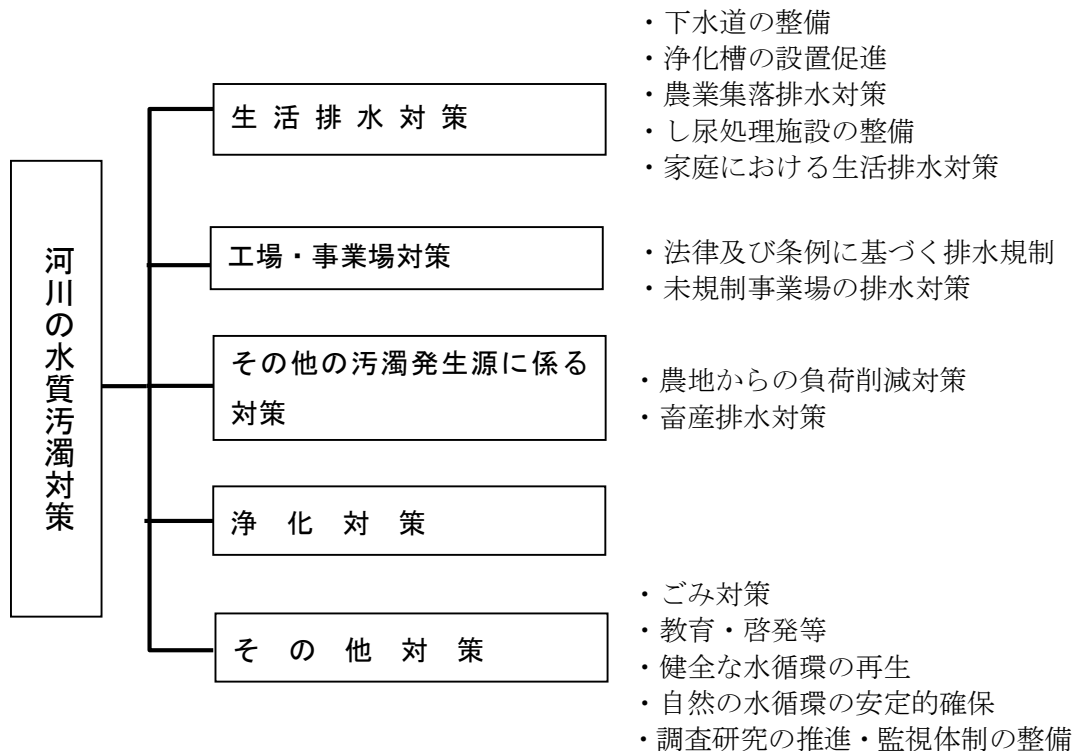
河川のダイオキシン類に係る環境基準やBODに係る環境基準の概ね達成に努めます。

河川のダイオキシン類対策については、規制基準の遵守など発生源対策を継続して実施するとともに、常時監視などにより汚染状況の把握を行います。環境基準を上回っている地点については、汚染範囲及び汚染物質の流入経路を確認するなど汚染原因の調査を行い、汚染源に応じた対策を講じます。また、底質からの水質等への影響を低減させるため、環境保全上支障のない手法でしゅんせつ等の対策を講じます。

河川のBOD対策については、生活排水対策や工場・事業場対策など施策を講じます。

### ○ 施策体系





## ○ 大気汚染対策

### ■達成目標

二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.06ppm以下を確実に達成するとともに、さらに1時間値の1日平均値が0.04ppm以上の地域の改善に努めます。  
浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を維持するとともに、微小粒子状物質に係る環境基準の達成に努めます。

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準遵守の指導の徹底、自動車排出ガス規制の強化、自動車NOx・PM法に基づく自動車NOx・PM総量削減計画等による諸施策の推進により、今後とも一層の排出量の削減を図ります。

微小粒子状物質対策については、府域の汚染状況をより詳細に把握するため、常時監視測定体制の整備を図ります。削減対策としては、固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施してきた浮遊粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要であることから、引き続き、現行の対策を推進し、微小粒子状物質とその原因物質の排出量の削減を図ります。

## ○地下水汚染対策

### ■達成目標

地下水に係る環境基準の概ね達成に努めます。

有害物質の使用事業場への規制・指導等発生源対策を実施するとともに、地下水の常時監視により汚染の状況を把握します。

地下水汚染が判明した場合若しくはそのおそれがある場合には、汚染原因の調査を実施し、有害物質の使用施設の改善、取り扱いや保管の適正化等の指導、浄化に際しては、土壌ガス吸引、地下水揚水ばっ気等の浄化対策の実施など個々の汚染事例ごとに最適な浄化対策の指導を行います。

## ○土壌汚染対策

### ■達成目標

汚染土壌の関係法令による適正な管理・処理を進めていきます。また、土壌汚染の未然防止に努めます。

土壌汚染対策法、府生活環境保全条例及び府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針に基づき、適切な管理等を指導します。

土壌汚染を未然防止するため、地下浸透防止対策及び有害物質の適正管理の徹底を図ります。

## ○騒音対策

### ■達成目標

自動車騒音等の環境基準の達成に努めます。

幹線道路沿道の騒音状況の的確な把握に努め、騒音の状況が厳しい箇所について、遮音壁や低騒音舗装などの道路構造対策や交通流対策などを関係機関の連携のもとで実施します。

新幹線鉄道騒音については、沿線の関係市町と連携し、鉄道事業者における防音壁の設置等の対策の促進を図ります。

## ○ 公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項に基づき、地方公共団体が計画対象地域において実施する同項の規定する事業に関する大阪地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定めました。

なお、以下に定める事業は、大阪地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準等の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけたものです。

- 1 下水道の設置又は改築の事業
- 2 しゅんせつ、導水等の事業